令和3年10月31日執行
最高裁判所裁判官国民審査

審査公報

鳥取県選挙管理委員会

最高裁判所判事
深山卓也
（みやま　たくや）

昭和二九年九月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五七年　四月　判事補任官　以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。

平成　四年　四月　判事任官　以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二三年　一月　東京地裁判事部総括

二四年　九月　法務省民事局長

二七年一〇月　東京高裁判事部総括

二八年　二月　さいたま地裁所長

二九年　三月　東京高裁長官

三〇年　一月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一　平成三〇年一二月一九日　大法廷判決

小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二　令和二年三月三〇日　第一小法廷判決

タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

三　令和二年一月八日　大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたということはできない（多数意見）。

四　令和三年二月二四日　大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五　令和三年五月一七日　第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法七二二条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六　令和三年六月二三日　大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解のわかりやすい、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

最高裁判所判事
岡　正晶
（おか　まさあき）

昭和三二年二月二日生

略歴

香川県綾歌郡（現・高松市）国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南小学校、同町立国分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業

昭和五五年　三月　東京大学法学部卒業

同　年　四月　司法修習生（三四期、大阪で実務修習）

五七年　四月　弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成一六年　六月　株式会社ニフコ社外監査役

一七年一〇月　東京大学法科大学院講師（倒産処理研究）

二〇年　四月　第一東京弁護士会副会長

二一年一一月　法務省法制審議会民法（債権関係）部会委員

二二年　七月　日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員長

二三年　六月　全国農業協同組合連合会経営管理委員

二六年　四月　事業再生研究機構代表理事

二七年　四月　日本弁護士連合会副会長

同月　第一東京弁護士会会長

同　年　六月　株式会社三井住友銀行外監査役

二八年　八月　日本公認会計士協会品質管理審議会委員

三〇年　六月　住友生命保険相互会社社外取締役

令和　元年　六月　株式会社三井住友銀行社外取締役

三年　九月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的でよく深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うします。

趣味など

ここ三年くらいですが、山歩き（トレッキング）を、シーズンには月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島（縄文杉）・妙高山なども印象に残っています。

三〇年以上続いているものとして、チューリップ（毎年一〇〇個くらい植えます）、バラ（今の黒バラはパパメイアン、嬉峨菊を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました。

弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。

最高裁判所判事
宇賀克也
（うが　かつや）

昭和三〇年七月二一日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。

昭和五三年　三月　東京大学法学部卒業

同　年　四月　東京大学法学部助手

五六年　七月　東京大学法学部助教授

五八年　八月　ハーバード大学客員研究員

五九年　八月　カリフォルニア大学バークレー校客員研究員

平成　二年　七月　ハーバード大学客員教授

六年　八月　東京大学大学院法学研究科教授

一〇年　九月　ジョージタウン大学客員研究員

一三年　四月　放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

同　年一〇月　日本公法学会理事

一六年　四月　東京大学公共政策大学院教授を兼担

一八年　七月　関税等不服審査会関税・知的財産分科会部会長

二二年　三月　総務省代表自治紛争処理委員

二三年一〇月　東アジア行政法学会理事

二六年　一月　ＩＴ総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会座長

二六年　二月　内閣府独占禁止審査手続懇談会座長

同　年　三月　東京都情報公開・個人情報保護審議会会長

同　年　四月　神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長

二八年　二月　人事院交流審査会会長

同　年　四月　国立国会図書館資料利用制限審査会会長

同　年一〇月　消費者庁消費者安全調査委員会委員長

三〇年　七月　内閣府公文書管理委員会委員長

三一年　三月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一　令和二年六月三〇日　第三小法廷判決

ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分は違法とした（全員一致）。

二　令和二年一一月一八日　大法廷判決

参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。

三　令和二年一一月二五日　大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる（全員一致、補足意見付加）。

四　令和二年一二月二二日　第三小法廷決定

再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。

五　令和三年六月一五日　第三小法廷判決

刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六　令和三年六月二三日　大法廷決定

夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。

最高裁判所判事
堺　徹
（さかい　とおる）

昭和三三年七月一七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五七年　四月　司法修習生

五九年　四月　検事任官

以後、札幌地検、札幌地検室蘭支部、大阪地検、大津地検、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務

平成二〇年　九月　東京地検交通部長

二二年　一月　東京地検公安部長

同　年　七月　東京地検特別捜査部長

二四年　七月　福島地検検事正

二五年　七月　東京地検次席検事

二六年　七月　東京高検次席検事

二九年　九月　東京地検検事正

三〇年　七月　仙台高検検事長

令和　二年　七月　次長検事

三年　七月　東京高検検事長

同　年　九月　退官

同　年　九月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によっては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務に当たっています。

最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。

最高裁判所が変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正妥当な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期待と信頼に応えたいと思っています。

そのためにも事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるとともに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え

大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思います。

（この審査公報は、裁判官から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。）